

事業の種類	行政処分日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	※ 事業者 点 数	営業所 点数
一般貨物	令和7年3月10日	東信運送株式会社(法人番号9100001002126) 代表者朝場祐一郎	長野県長野市若穂綿内305番地7	本社営業所	長野県長野市若穂綿内305番地7	輸送施設の使用停止(10日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第1項及び同条第4項	令和5年2月24日、監査実施。3件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の実施違反(安全規則第7条第1項、第2項)、(3)点呼の記録違反記載不備(安全規則第7条第5項)	1	1
一般貨物	令和7年3月13日	株式会社守田輸送(法人番号4220002005946) 代表者守田照三	石川県金沢市西念四丁目22番7号	本社営業所	石川県金沢市西念四丁目22番7号	輸送施設の使用停止(60日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第17条第1項及び同条第4項、法第24条	令和6年6月25日、監査実施。11件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)1箇月の拘束時間及び休日労働の限度に関する違反(安全規則第3条第4項)、(3)点呼の実施違反(安全規則第7条第1項～第3項)、(4)点呼の記録違反一部記録なし(安全規則第7条第5項)、(5)業務の記録違反記載不備(安全規則第8条)、(6)運行記録計による記録違反記録なし(安全規則第9条)、(7)運転者等台帳の記載不備(安全規則第9条の5第1項)、(8)運転者に対する指導監督義務違反一部不適切(安全規則第10条第1項)、(9)運転者に対する指導監督に係る記録の一部記録なし(安全規則第10条第1項)、(10)運行管理者の講習受講義務違反(安全規則第23条第1項)、(11)自動車事故報告規則に規定する事故の届出違反(法第24条)	6	6
一般貨物	令和7年3月18日	株式会社スワリク(法人番号2100001018442) 代表者小池大洋	長野県諏訪市大字豊田1070番地	本社営業所	長野県諏訪市豊田1070-1	輸送施設の使用停止(20日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第1項及び同条第4項	令和4年12月22日、監査実施。5件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の実施違反(安全規則第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録違反一部記録なし(安全規則第7条第5項)、(4)点呼の記録違反記載不備(安全規則第7条第5項)、(5)運転者に対する指導監督義務違反一部不適切(安全規則第10条第1項)	2	2

一般貨物	令和7年3月24日	関西カーゴトランス株式会社(法人番号9122001024346) 代表者松本秀宣	大阪府東大阪市今米1丁目2番48号	長野営業所	長野県佐久市中込1丁目27-1	輸送施設の使用停止(40日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第9条第1項及び同条第3項前段、法第17条第1項及び同条第4項、法第18条第3項	令和5年12月19日、監査実施。9件の違反が認められた。(1)事業計画変更認可違反(貨物自動車運送事業法施行規則(以下「施行規則」)第2条第1項第5号)、(2)事業計画変更事前届出違反(施行規則第6条第1項第1号)、(3)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(4)疾病、疲労等のおそれのある運行の業務(安全規則第3条第6項)、(5)整備管理者の選任(変更)の未届出(安全規則第3条の3)、(6)点呼の実施違反(安全規則第7条第1項～第3項)、(7)点呼の記録違反記載不備(安全規則第7条第5項)、(8)運転者等台帳の記載不備(安全規則第9条の5第1項)、(9)運行管理者の選任(解任)の未届出(安全規則第19条)	4	4
一般貨物	令和7年3月25日	飛驒運輸株式会社(法人番号2200001025131) 代表者漆山喜久雄	岐阜県高山市上岡本町1丁目50番地	高岡支店	富山県高岡市昭和町2-315-3	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項	令和7年1月29日、監査実施。1件の違反が認められた。(1)特定の運転者に対する運転適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	0	0
一般貨物	令和7年3月31日	トナミ運輸信越株式会社(法人番号3110001010653) 代表者木本孝男	新潟県新潟市西区北場1087番地1	長岡支店	新潟県長岡市新組町字筒場2339	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第1項	令和6年2月9日、監査実施。1件の違反が認められた。(1)定期点検整備等の未実施(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3)	0	0

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(北陸信越運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。